

逆所得再分配装置に転じた日本税制

——日本における税制の所得再分配効果（増補改訂版）——

梅原英治

（目次）

はじめに——『21世紀の資本』と税制の所得再分配機能——

- （1）ピケティ『21世紀の資本』と税制の所得再分配機能への関心の高まり
- （2）日本における経済格差の拡大と税制の所得再分配機能の低下
- （3）本稿の課題と限界

1. 『所得再分配調査』における「税による所得再分配効果」の検討

- （1）厚生労働省『所得再分配調査』とその限界
- （2）『所得再分配調査』における「税による再分配効果」
- （3）2種類の「税による改善度」
- （4）「税による改善度」の計算方法の変更とその問題点

2. 従来方法による「税による所得再分配効果」の試算とその結果

- （1）使用データ
- （2）試算の方法
- （3）「税による改善度」の試算の結果——税による改善度の低下

おわりに——税制の所得再分配機能回復は焦眉の課題——

はじめに——『21世紀の資本』と税制の所得再分配機能——

（1）ピケティ『21世紀の資本』と税制の所得再分配機能への関心の高まり

フランスの経済学者トマ・ピケティ（パリ経済学校教授）の著書『21世紀の資本』は、2013年にフランス語¹⁾で出版された後、2014年に英語版²⁾が発売されると大ベストセラーとなり、日本でも2014年12月に日本語版³⁾が出されるや否や論壇の話題をさらい、2014～15年の出版界は“ピケティ・ブーム”にわいた。多くの言語に翻訳され⁴⁾、世界中で話題

* 本稿は、厚生労働省の『所得再分配調査』の2014年調査報告書が2016年9月に発表されたことを受けて、拙稿「日本における税制の所得再分配効果——厚生労働省『所得再分配調査』の検討——」（『大阪経済大学論集』第66巻第2号，2015年7月，43～56ページ）のデータを更新するとともに、内容を大幅に（ほぼ倍増）書き改めたものである。

** 本学経済学部教授

1) Thomas Piketty, *Le capital au XXI^e siècle*, Paris: Seuil, 2013.

2) Thomas Piketty, *Capital in the Twentieth Century*, Translated by Arthur Goldhammer, The Belknap Press of Harvard University Press, Cambridge: Massachusetts and London: England, 2014.

3) トマ・ピケティ『21世紀の資本』山形浩生・守岡桜・森本正史訳，みすず書房，2014年。

を呼んできた。

同書については賛否両論様々に論じられているが、私は、資本と資産の混同など概念上の基本的な問題を含むにせよ⁴⁾、同書が税務統計を基礎とした過去3世紀にわたる膨大なデータを整理して、20カ国以上（主要にはフランス、イギリス、アメリカ）における経済格差の歴史的動態を分析し、資本主義経済の下では資本収益率（ r ）が経済成長率（ g ）より高く（ $r > g$ ）、資本所有者が得る所得は一般の所得を上回るため、国民の間で所得と富の格差が拡大する歴史的傾向があり、自動的に是正されるものでないことを実証したこと、そしてこれまでの定説であるサイモン・クズネッツ（1971年ノーベル経済学賞受賞者）の「逆U字型仮説」（経済発展の初期には格差が拡大するが、その後は経済成長につれて格差が縮小するという議論で、横軸に経済発展度（1人当たり所得）、縦軸に不平等度をとると、中心が盛り上がった逆U字の曲線が描かれる）⁶⁾をくつがえしたことは重要な貢献である、と評価している。

ところで、同書の特徴の1つは、税制による所得再分配機能を重視していることである。税制による所得再分配機能とは、累進的な所得税や相続税などにより、高所得者には重く課税し、低所得者には軽く課税または免税することを通じ、歳出面での社会保障給付などと相まって、資本主義経済の下で分配された所得や資産の格差（不平等）の拡がりを是正することをいい、種々の所得再分配装置の中でも税制は最適な方法とされている。

金子宏氏は、「再分配の方法としては、最低賃金制、農産物価格維持制度等、種々の方法がありうるが、租税を通ずる方法、すなわち富裕な者からより多くの租税を徴収しそれを各種の社会保障給付に充てる方法は、次の2つの理由から、最も適切であると考えられる。第1は、他の方法に比較して摩擦が少ないこと、すなわち市場経済への干渉の度が少ないことである。第2は、この方法によると、特定の職業に従事する者のみでなく、社会のすべての構成員に再分配の効果を及ぼしうることである」と述べられている⁷⁾。

4) 2016年3月アラビア語版で35カ国語（トマ・ピケティのホームページより<<http://piketty.pse.ens.fr/en/articles-de-presse/86>>2017年2月23日閲覧）。なお、このホームページでは、フランス語版、英語版、「その他翻訳（40言語）」とあるので、アラビア語版以降にも翻訳本が出されているのかもしれない。

5) 伊東光晴「誤読・誤謬・エトセトラ」『世界』2015年3月号、参照。

6) Simon Kuznets, *Shares of Upper Income Groups in Income and Savings*, Cambridge, MA: National Bureau of Economic Research, 1953, and “Economic growth and income inequality”, *American Economic Review*, 45, 1955.

ノーベル経済学賞の受賞理由として、「実証主義に立脚して経済成長を解釈し、経済・社会構造と発展過程について新しくかつ深い洞察をもたらした」ことが掲げられている（<http://www.nobelprize.org/nobel_prizes/economic-sciences/laureates/1971/index.html>2017年4月4日閲覧、篠原三代平「S・クズネッツ——実証経済学のエキスパート」（日本経済新聞社編『現代経済学の巨人たち——20世紀の人・時代・思想——』日本経済新聞社、1994年所収、参照）。

7) 金子宏『租税法（第21版）』弘文堂、2016年、4～5ページ。なお、金子氏はそこに注を置いて、税制以外の再分配政策を否定する「キャプロウ（Louis Kaplow）＝シャベル（Steven Shavell）の定理」を紹介したJ・マーク・ラムザイヤー「租税法以外の分野における租税法の意義」金子宏編

ピケティは、累進所得税を「課税における20世紀の大イノベーション」、累進相続税を「第2に主要な税制イノベーション」と呼び⁸⁾、1980年代以降における経済格差の拡大が所得税や相続税の最高税率の引き下げによるものであると指摘し、「すべての先進国を見ると、1980年から現在までの最高限界所得税率の低下規模は、トップ百分位が国民所得に占めるシェアの同時期における増加幅と密接に関係していることがわかる。具体的には、この2つの現象は完璧な相関を見せている⁹⁾」と述べている。そして「21世紀のグローバル化した世襲資本主義を規制する」ため、「20世紀に発明された社会国家と累進所得税という2つの根源的な制度」が「将来的にも中心的な役割を果たさねばならない」としたうえで、「グローバル化金融資本主義に対するコントロールを取り戻すためには」、さらに「資本に対する世界的な累進課税」と「きわめて高水準の国際金融の透明性」の組み合わせが必要だと提案している¹⁰⁾。

(2) 日本における経済格差の拡大と税制の所得再分配機能の低下

ピケティが指摘する通り、日本でも1980年代以降、所得税や相続税の最高税率が引き下げられ、それが経済格差拡大の重要な原因となってきた。

所得税の税率構造は、1983年まで10～75%の19段階だったのが、1984年に10.5～70%の15段階、1987年に10.5～60%の12段階、1989年には一挙に10～50%の5段階、1999年には10～37%の4段階へとブラケット数の削減とフラット化が進められ、最高税率は1983年までの75%から1999年には半分以下の37%にまで引き下げられた(表1)。その後、所得税率は、所得税の一部の住民税への移譲(住民税の比例税率化と累進部分の所得税への移行、後掲表6参照)に伴い、2007年に5～40%の6段階とされて、所得税の最高税率は引き上げられたが、住民税と統合した最高税率は50%で変わらない。社会保障・税一体改革に伴う2013年度税制改正において、「格差の是正及び所得再分配機能の回復を図る観点¹¹⁾」から最高税率が40%から45%へ引き上げられることとなり、2015年から5～45%の7段階となったが、以前の水準からはほど遠い。

とくに金融所得(利子・配当・株式譲渡益など)や土地譲渡益に対する所得税の低率分離課税は、税制の所得再分配機能を後退させる温床となってきた。なかでも配当や株式譲渡益などへの課税は、「従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資などの投資優遇へという金融のあり方の切り替え¹²⁾」、いわゆる「貯蓄から投資へ」の改革に対応するためと称

『租税法の基本問題』有斐閣、2007年所収)を掲げているが、アンソニー・B・アトキンソン(Anthony B. Atkinson)は『21世紀の不平等』(後掲注43)において、不平等削減のためには税制以外に多様な取り組みが必要であるとして、技術進歩への関与を含めた包括的なプログラムを提案している。

8) Thomas Piketty, *Le capital au XXI^e siècle*, pp. 793-794. (邦訳『21世紀の資本』, 514ページ。)

9) *Id.*, p. 823. (同上, 532ページ。)

10) *Id.*, p. 835. (同上, 539ページ。)

11) 『社会保障・税一体改革大綱』閣議決定2012年2月17日, 35ページ<<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/240217kettei.pdf>>2017年2月28日閲覧。

表1 所得税率の推移

(単位：%)

課税所得区分 (万円)	主な改正年次					主な改正年次									
	1949	1950	1953	1957	1962	1969	1970	1976	1984	1987	1989	1995	1999	2007	2015
2以下	20					10	10								
2超～4以下	25	20	15	10		14	12	10.5							
4超～7以下	30	25	20		8	18	14	12	10.5					5	5
7超～8以下	30	25				16	16								
8超～10以下	35	30	25	15		22	18	14		10	10	10			
10超～12以下	35	35				26	21	16	14	12					
12超～15以下	40	40	30	10		30	24	18	17	16				10	10
15超～20以下	45	45			15	34	27		21	20					
20超～25以下	50	50	40	20		38	34		25	25					
25超～30以下	55	50			20	42	42		30	30				20	20
30超～50以下	60		45	25		46	46		30	30					
50超～55以下	65				25				34	34					
55超～70以下	70								42	38					
70超～80以下	70								46	46					
80超～100以下	75			30					50	50					
100超～120以下									55	55					
120超～150以下									60	60					
150超～180以下									65	65					
180超～200以下									70	70					
200超～250以下									75	75					
250超～300以下									80	80					
300超～350以下									85	85					
350超～400以下									90	90					
400超～500以下									95	95					
500超～600以下									100	100					
600超～695以下									105	105					
695超～700以下									110	110					
700超～800以下									115	115					
800超～900以下									120	120					
900超～1,000以下									125	125					
1,000超～1,200以下									130	130					
1,200超～1,500以下									135	135					
1,500超～1,800以下									140	140					
1,800超～2,000以下									145	145					
2,000超～3,000以下									150	150					
3,000超～4,000以下									155	155					
4,000超～4,500以下									160	160					
4,500超～5,000以下									165	165					
5,000超～6,000以下									170	170					
6,000超									175	175					
税率段階数	14	8	11	13	15	19	19	18	15	12	15	5	4	6	7
住民税最高税率															

(出所) 以下の資料に基づき梅原作成。

1. 1984年まで、大蔵省主税局総務課監修、税務経理協会編『税制の技術改革(税制調査会第二・第三特別部会中間報告・関係資料集)』税務経理協会、1986年、247ページ。
2. 1987～99年は、財務省財務総合研究所財政史室編『平成財政史(平成元～12年度)』第4巻「租税」、大蔵財務協会、2014年、235、562ページ。
3. 2007年以降、田原秀幸編『図説・日本の税制(平成28年度版)』財経詳報社、2016年、99ページ。

12) 『経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針』(いわゆる骨太の方針)、2001年6月26日閣議決定、3ページ<<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/cabinet/2001/0626kakugikettei.pdf>> 2017年2月28日閲覧。

して、2003年から2013年まで本則20%を10%へ半減する措置まで講じられてきた。

いうまでもなく、金融所得や土地譲渡益は、資産を保有する富裕層に多く、こうした税制を講じれば富裕層ほど有利になる。高額所得者の納税実態については、2005年までは「高額納税者公示制度」があり、国税庁から『全国高額納税者名簿』が毎年出されて、高額納税者の所得額（1982年まで）や納税額が発表されていた¹³⁾。発表時には新聞などで詳しく報じられ、土地長者や株長者、大企業経営者、作家・芸能人・スポーツ選手などの所得額や納税額が話題となった。しかし、それが2006年（2005年分）で廃止されたため、高額所得者の納税実態が不明になった。

その代わりに（かどうかは明らかでないが）、国税庁の『申告所得税標本調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）』（以下『申告所得税の実態』と略）において、2005年分までは合計所得が5000万円を超えると、「5000万円超」と一括りにされて、内訳が示されてこなかったのだが、2006年分からは100億円までの内訳が示されるようになり、2007年分からは100億円までの所得種類の内訳も発表されるようになった¹⁴⁾。

『申告所得税の実態』を用いると、重大な事実が判明するようになった（表2）。2005年分までのように「5000万円超」と一括されていたときは、「5000万円超」の申告納税者の所得税負担率（源泉徴収税額と申告納税額の合計額を合計所得で割った比率）が「5000万円以下」よりも若干高く、累進的であると見せかけられていた（表2の2000～05年分）。それが2006年分から「5000万円超」層の内訳が示されるようになると、所得税負担率が合計所得「5000万円超1億円以下」をピークに低下することが明らかになったのである。例えば、2013年分では、負担率は5000万円超1億円以下の27.5%がピークとなり、それを超えると負担率は低下し、1億円超2億円以下26.1%、2億円超5億円以下23.2%、5億円超10億円以下19.1%、10億円超20億円以下17.6%、20億円超50億円以下13.1%、50億円超100億円以下13.2%、そして100億円超では11.1%にまで下がっている（図1）。

このように、日本の所得税の負担構造の実態は1億円以下までは累進的であるが、1億円を超えると逆進的になる。これは1億円を超える階層では、所得の中で分低率分離課税されるものが増えていき、とくに「株式等譲渡所得等」（以下「株式譲渡益」と略）が多くを占めるからである（表3）。2013年分では、100億円超層の合計所得に占める株式譲渡益の割合はじつに93.7%に達する（図2）。もし所得税が総合累進課税を採っていれば、これらの課税所得部分には40%の最高税率が適用されるのだが、証券優遇税制が適用されているため、このような逆進負担構造になるのである。しかも、2003年には本則26%を20%に引き下げたうえ、税率を半分の10%にする措置が講じられた。そしてこの特別措置は延

13) 『全国高額納税者名簿』を利用した高額所得者の実態分析として、市川洋『長者番付の研究』（講談社、1991年；文庫版、朝日文庫、1996年）、橘木俊詔・森剛志『日本のお金森研究』（日本経済新聞社、2005年）、菊地浩之『日本の長者番付——戦後億万長者の盛衰——』（平凡社、2015年）がある。

14) すなわち、5000万円を超えた所得層について、①（5000万円超）1億円以下、②2億円以下、③5億円以下、④10億円以下、⑤20億円以下、⑥50億円以下、⑦100億円以下、⑧100億円超、の8段階に区分されている。

表2 申告納税者の所得階級別所得税負担率

合計所得階級	2000年分	2001年分	2002年分	2003年分	2004年分	2005年分	2006年分	2007年分	2008年分	2009年分	2010年分	2011年分	2012年分	2013年分	2014年分	2015年分
70万円以下	2.2%	2.0%	1.7%	1.8%	1.6%	1.8%	2.0%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%	0.4%	0.6%	1.2%	0.4%	0.3%
100万円々	2.6%	2.6%	2.7%	2.6%	2.6%	2.6%	3.1%	1.7%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
150万円々	2.8%	2.8%	2.9%	2.7%	2.6%	3.1%	3.7%	2.0%	1.9%	1.9%	1.8%	1.9%	1.9%	2.0%	2.0%	2.0%
200万円々	2.9%	2.9%	3.0%	2.9%	2.5%	3.8%	3.9%	2.3%	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%	2.3%	2.4%	2.3%	2.4%
250万円々	2.9%	2.9%	3.1%	2.9%	3.2%	4.0%	4.3%	2.7%	2.6%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	2.8%	2.9%	3.1%
300万円々	3.5%	3.4%	3.7%	3.3%	3.7%	4.2%	4.7%	3.0%	2.8%	2.7%	2.7%	2.9%	3.0%	3.1%	3.2%	3.4%
400万円々	4.0%	4.0%	4.1%	4.7%	4.3%	5.4%	5.1%	3.5%	3.5%	3.3%	3.4%	3.6%	3.7%	3.7%	3.8%	3.8%
500万円々	4.7%	4.6%	4.8%	4.7%	4.9%	5.2%	5.9%	4.7%	4.6%	4.5%	4.5%	4.8%	4.8%	4.9%	4.9%	4.9%
600万円々	5.6%	5.7%	5.6%	5.5%	5.7%	6.2%	7.2%	6.2%	6.2%	6.0%	6.0%	6.5%	6.3%	6.4%	6.5%	6.4%
700万円々	6.7%	6.7%	6.7%	6.5%	6.7%	7.1%	8.2%	7.6%	7.6%	7.5%	7.4%	8.0%	7.8%	7.9%	8.0%	7.9%
800万円々	7.7%	7.7%	7.7%	7.5%	7.6%	8.0%	9.1%	8.8%	8.8%	8.8%	8.9%	9.3%	9.2%	9.2%	9.3%	9.2%
1,000万円々	9.0%	9.1%	9.0%	8.8%	8.6%	9.2%	10.4%	10.4%	10.6%	10.5%	10.5%	11.0%	10.8%	10.8%	10.9%	10.8%
1,200万円々	11.0%	11.2%	11.2%	10.9%	9.9%	10.8%	12.0%	12.4%	12.9%	12.9%	12.7%	12.6%	13.1%	12.9%	13.0%	12.9%
1,500万円々	13.7%	14.0%	13.9%	13.9%	12.7%	13.0%	14.1%	15.1%	15.5%	15.6%	15.5%	15.8%	15.5%	15.3%	15.6%	15.5%
2,000万円々	16.9%	17.1%	16.7%	16.6%	14.9%	15.5%	17.1%	18.2%	18.4%	18.7%	18.6%	19.0%	18.8%	18.3%	18.8%	18.5%
3,000万円々	21.1%	20.5%	21.1%	20.2%	19.2%	19.4%	20.0%	21.5%	22.4%	22.7%	22.5%	23.5%	22.7%	22.2%	22.8%	22.6%
5,000万円々	24.7%	24.2%	25.2%	24.8%	21.7%	22.7%	23.3%	25.3%	26.4%	27.1%	26.6%	26.7%	26.9%	25.7%	27.0%	26.6%
1億円々							24.3%	26.5%	28.3%	29.3%	28.9%	28.7%	28.4%	27.5%	28.7%	29.2%
2億円々							23.8%	25.2%	27.5%	29.0%	28.2%	27.8%	27.4%	26.1%	27.4%	29.1%
5億円々							21.8%	23.5%	24.9%	27.7%	26.6%	26.2%	25.3%	23.2%	25.2%	26.5%
10億円々						21.8%	19.6%	21.6%	22.9%	24.3%	24.0%	22.9%	22.1%	19.1%	23.0%	23.6%
20億円々						21.8%	18.6%	18.8%	22.3%	23.9%	22.8%	23.2%	23.2%	17.6%	22.3%	22.4%
50億円々						21.8%	17.5%	16.7%	15.8%	27.3%	16.7%	17.6%	16.2%	13.1%	18.9%	19.7%
100億円々						21.8%	13.5%	14.9%	13.5%	25.1%	16.6%	16.2%	18.9%	13.2%	18.5%	18.0%
100億円超						21.8%	9.0%	14.2%	18.8%	12.7%	16.4%	23.0%	14.6%	11.1%	17.0%	25.6%

(出所) 国税庁「申告所得税課本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」各年版、に基づき梅原作成。すべて2017年2月28日閲覧。

(注) 1. 負担率 = (源泉徴収額 ÷ 申告所得税額) ÷ 合計所得

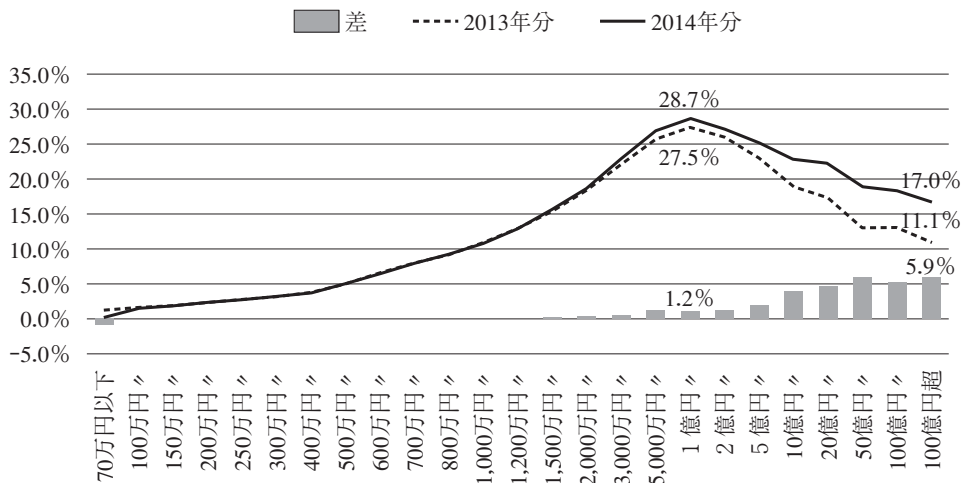
2. 2000～05年分については、5000万円超の内訳が示されていない。

3. 2008年分で100億円超の負担率(18.8%)が20億～50億円(15.8%)、50億～100億円(13.5%)より高いのは、100億円超では株式譲渡益の割合が74.1%にとどまるのに対し、50億～100億円では株式譲渡益の割合が90.9%と高かったこと、また、20億～50億円では株式譲渡益の割合は67.4%にとどまるが、分離長期譲渡所得の割合が8.5%あったこと、によると推測される。

4. 2011年分で100億円超の負担率(23.0%)が50億～100億円(16.2%)より高いのは、100億円超の4人うち1人(雑所得者)の雑所得が265億円あり、納税額が102億円、負担率が38.4%あったため、100億円超層全体の負担率が高まったことによる。その1人を除けば、負担率は15.0%になる。また、50億～100億円の株式譲渡益の割合が89.6%と高いことも影響している。

5. 2015年分で100億円超の負担率(25.6%)が50億～100億円(18.0%)より高いのは、100億円超の申告納税者14人のうち1人(給与所得者)の給与所得が788億円もあり、納税額が366億円、負担率が45.0%あったため、100億円超全体の負担率が高まったことによる。その1人を除けば、負担率は18.8%に下がる。また、50億～100億円の株式譲渡益の割合が91.2%と高いことも影響している。

図1 申告納税者の所得階級別所得税負担率（2013年分と2014年分）



(出所) 表2に基づき梅原作成。

長を重ね、2013年分まで継続されたのである。

株式譲渡益課税は2014年分から本則20%課税に戻されたため、1億円超層の負担率は2013年分と比較すると上昇したが(図1の棒グラフ)、それでも2014年分では、やはり5000万円超1億円以下の28.7%をピークに下がり、100億円超では17.0%と11.7%ポイントも低くなる。このように、金融所得課税は逆所得再分配装置となっている。

なお、表2で2015年分を見れば、100億円超層の負担率が25.6%に高まっているが、これはたった1人で給与所得を788億円も得た人物がいて、負担率を引き上げたためである。その人物を除いて計算すると、負担率は18.8%に下がる(表2の注5参照)。逆にいえば、金融所得課税がいかに高額所得者の所得税負担率を低めているかが分かる。

相続税についても、税率構造は1987年までの10~75%14段階から1988年10~70%の13段階、1994年10~70%の9段階、そして2003年には一挙に10~50%の6段階へとブラケット数の削減とフラット化が進められ、最高税率は1987年までの75%から2003年には50%へ3分の2になった(表4)。前述の2013年度税制改正において、相続税の税率構造についても「資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点」¹⁵⁾から最高税率が50%から55%に引き上げられ、2015年から10~55%の8段階となった。相続税における累進制度の後退は、格差を世代を超えて残し、社会の流動性を低下させることになる。

加えて、負担の逆進性をもつ消費税が導入・増税され(1989年4月実施・税率3%、1997年4月3→5%、2014年4月5→8%、税率には地方消費税分を含む)、税制全般の所得再分配機能は低下している。2019年10月に予定されている消費税率の8%から10%への引き上げが行われれば、税制の所得再分配機能は一層後退するであろう。

15) 『社会保障・税一体改革大綱』前掲、37ページ。

表3 申告所得者の合計所得階級別に見た株式譲渡利益の割合

合計所得階級	2000 年分	2001 年分	2002 年分	2003 年分	2004 年分	2005 年分	2006 年分	2007 年分	2008 年分	2009 年分	2010 年分	2011 年分	2012 年分	2013 年分	2014 年分	2015 年分
70万円以下	0.1%	-0.1%	0.0%	1.9%	1.7%	1.8%	1.3%	1.1%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%	2.1%	1.0%	1.1%
100万円々	0.1%	0.0%	0.1%	1.0%	0.8%	1.0%	0.8%	0.6%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	1.0%	0.5%	0.6%
150万円々	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.7%	0.4%	0.4%
200万円々	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.6%	0.4%	0.4%
250万円々	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%	0.6%	0.5%	0.4%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.7%	0.4%	0.4%
300万円々	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.5%	0.8%	0.7%	0.5%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.8%	0.4%	0.5%
400万円々	0.1%	0.0%	0.0%	0.6%	0.7%	1.1%	0.9%	0.7%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	1.0%	0.6%	0.6%
500万円々	0.1%	0.1%	0.1%	0.8%	0.9%	1.5%	1.2%	0.9%	0.3%	0.3%	0.4%	0.2%	0.3%	1.4%	0.7%	0.8%
600万円々	0.1%	0.1%	0.1%	0.9%	1.0%	1.8%	1.4%	1.1%	0.4%	0.4%	0.5%	0.3%	0.4%	1.8%	0.9%	1.1%
700万円々	0.1%	0.1%	0.1%	1.0%	1.1%	2.0%	1.6%	1.3%	0.4%	0.4%	0.6%	0.3%	0.4%	2.1%	1.0%	1.2%
800万円々	0.2%	0.1%	0.1%	1.1%	1.2%	2.3%	1.8%	1.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.4%	0.5%	2.4%	1.2%	1.5%
1,000万円々	0.2%	0.2%	0.2%	1.2%	1.4%	2.7%	2.1%	1.7%	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	3.0%	1.4%	1.7%
1,200万円々	0.3%	0.2%	0.2%	1.3%	1.6%	3.0%	2.4%	2.0%	0.6%	0.7%	0.8%	0.6%	0.7%	3.4%	1.5%	1.9%
1,500万円々	0.3%	0.3%	0.2%	1.4%	1.7%	3.3%	2.6%	2.1%	0.7%	0.7%	0.9%	0.7%	0.7%	3.7%	1.7%	2.1%
2,000万円々	0.4%	0.3%	0.3%	1.5%	1.9%	3.7%	2.8%	2.3%	0.8%	0.8%	1.0%	0.7%	0.8%	4.1%	1.8%	2.1%
3,000万円々	0.7%	0.6%	0.5%	1.9%	2.4%	4.6%	3.4%	3.0%	1.2%	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%	5.1%	2.3%	2.8%
5,000万円々	1.1%	1.0%	0.9%	2.5%	3.3%	5.5%	4.2%	3.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.8%	2.0%	6.9%	3.1%	3.7%
1億円々								6.2%	3.7%	3.8%	3.8%	3.7%	4.0%	10.7%	5.3%	6.1%
2億円々								11.6%	9.2%	10.3%	9.1%	9.0%	9.6%	19.9%	12.1%	13.4%
5億円々								20.8%	20.0%	21.1%	21.6%	22.5%	23.8%	36.8%	25.4%	27.0%
10億円々								33.6%	33.9%	39.6%	41.3%	40.8%	45.0%	61.3%	44.6%	45.2%
20億円々			6.7%	12.2%	18.0%	27.1%	22.8%	44.0%	43.1%	52.5%	46.9%	51.2%	50.1%	70.4%	55.1%	59.7%
50億円々								65.0%	67.4%	70.3%	75.5%	75.3%	79.9%	86.1%	76.3%	77.5%
100億円々								72.9%	90.9%	69.8%	83.7%	89.6%	81.1%	86.3%	73.5%	91.2%
100億円超								95.5%	74.1%	86.4%	66.3%	57.9%	90.7%	93.7%	78.7%	63.5%
計	1.3%	1.1%	0.9%	2.3%	3.4%	6.1%	5.2%	5.0%	3.1%	2.8%	2.6%	2.9%	3.8%	9.7%	5.0%	6.0%

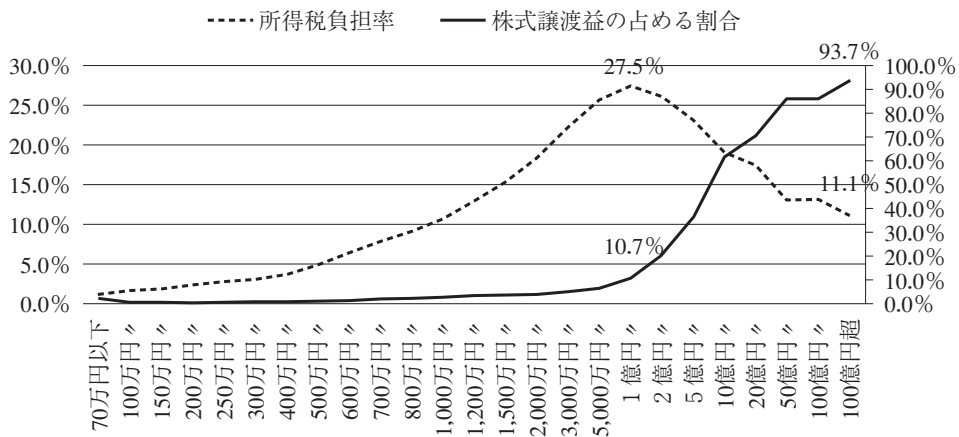
(出所) 表2と同じ。

(注) 割合＝株式等譲渡所得等÷合計所得

2016年春には、「パナマ文書 (Panama Papers)」が発表され¹⁶⁾、「タックス・ヘイブ

16) パナマ文書とは、中米パナマ共和国にある法律事務所「モサック・フォンセカ」(Mossack Fonseca)で作成され、情報提供者ジョン・ドウ(John Doe)によって『南ドイツ新聞』記者バステアン・オーバーマイヤー(Bastian Obermayer)にリークされた租税回避行為に関する機密文書(データ)である(Bastian and Frederik Obermayer, *Panama Papers: Die Geschichte einer weltweiten*

図2 申告納税者の所得階級別所得税負担率と株式譲渡益の占める割合（2013年分）



(出所) 国税庁『申告所得税課税調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）平成25年分』2015年2月，に基づき梅原作成。いずれも2017年2月28日閲覧。

<<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/shinkokuhuyohon2013/xls/01.xls>>

<<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/shinkokuhuyohon2013/xls/02.xls>>

(tax haven)」（租税回避地）への関心が一躍高まった。タックス・ヘイブンはしばしば「タックス・ヘブン (tax heaven)」（租税天国）と勘違いされるが，タックス・ヘブンはタックス・ヘブンであることは確かである。所得税や相続税，法人税などが課せられるのは，あくまで税制で捕捉された所得や資産に限られる。タックス・ヘブンを利用して BEPS (Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転) したものを含めれば，税制の所得再分配機能の後退はより顕著となろう。ピケティが「資本に対する世界的な累進課税」と「きわめて高水準の国際金融の透明性」の組み合わせが必要だということも，そのためである。

(3) 本稿の課題と限界

ところで，税制による所得再分配効果が1980年代以降，どの程度低下してきているかについては，十分明らかにされているとはいえない。そこで，本稿では，厚生労働省の『所得再分配調査』を素材にして，税制による所得再分配効果の低下を具体的に示すことにしたい。

なお，『所得再分配調査』では，「税」の範囲に消費税を含めていない。したがって，本稿における「税制の所得再分配効果」は税制全体を包括したものでなく，『所得再分配調

Enthuellung, Kiepenheuer & Witsch GmbH & Co.: Germany, 2016. 邦訳『パナマ文書』 姫田多佳子訳，株式会社 KADOKAWA, 2016年)。同文書は国際調査ジャーナリスト連合 (International Consortium of Investigative Journalists) の専用ホームページ<<https://panamapapers.icij.org/>>に掲載されている。パナマ文書については，合田寛『パナマ文書とオフショア・タックスヘイブン——改革は可能か——』日本機関紙出版センター，2016年，同『これでわかるタックスヘイブン——巨大企業・富裕者の税逃れをやめさせろ！——』合同出版，2016年。

表4 相続税率の推移

(単位：%)

課税区分 (万円) (課税価額)	主な改正年次					課税区分 (万円) (各法定相続人の取得金額)	主な改正年次									
	1950	1952	1953	1954	1954		1958	1966	1975	1988	1992	1994	2003	2015		
20以下	25	20	15	10	10	30以下	10									
20超～50以下	30	25	20	15	15	60以下	10									
50超～100以下	35	30	25	20	20	70以下	15	10								
100超～150以下	40	35	30	25	25	150超～200以下	20		10							
150超～200以下	45	40	35	30	30	200超～300以下	25									
200超～300以下	50	45	40	35	35	300超～400以下	30	15				10	10			
300超～400以下	55	50	45	40	40	400超～500以下	35	20	15							
400超～500以下	60	55	50	45	45	500超～700以下	40	25	20							
500超～700以下	65	60	55	50	50	700超～800以下	45	30	25							
700超～1,000以下	70	65	60	55	55	800超～900以下	50	35	30	15						
1,000超～1,200以下	75	70	65	60	60	900超～1,000以下	55	40	35	20						
1,200超～1,500以下	80	75	70	65	65	1,000超～1,200以下	60	45	40	25						
1,500超～2,000以下	85	80	75	70	70	1,200超～1,400以下	65	50	45	30						
2,000超～2,500以下	90	85	80	75	75	1,400超～1,500以下	70	55	50	35	20					
2,500超～3,000以下	95	90	85	80	80	1,500超～1,600以下	75	60	55	40	15					
3,000超～5,000以下	100	95	90	85	85	1,600超～1,800以下	80	65	60	45	20	15				
5,000超～10,000以下	105	100	95	90	90	1,800超～2,000以下	85	70	65	50	25	20	15			
税率段階数	14	11	12	13	13	2,000超～2,300以下	90	75	70	55	30	25	20			
						2,300超～2,500以下	95	80	75	60	35	30	25			
						2,500超～3,000以下	100	85	80	65	40	35	30			
						3,000超～3,300以下	105	90	85	70	45	40	35			
						3,300超～3,500以下	110	95	90	75	50	45	40			
						3,500超～4,000以下	115	100	95	80	55	50	45			
						4,000超～4,800以下	120	105	100	85	60	55	50			
						4,800超～5,000以下	125	110	105	90	65	60	55			
						5,000超～6,500以下	130	115	110	95	70	65	60			
						6,500超～7,000以下	135	120	115	100	75	70	65			
						7,000超～7,500以下	140	125	120	105	80	75	70			
						7,500超～10,000以下	145	130	125	110	85	80	75			
						10,000超～14,000以下	150	135	130	115	90	85	80			
						14,000超～15,000以下	155	140	135	120	95	90	85			
						15,000超～18,000以下	160	145	140	125	100	95	90			
						18,000超～20,000以下	165	150	145	130	105	100	95			
						20,000超～25,000以下	170	155	150	135	110	105	100			
						25,000超～27,000以下	175	160	155	140	115	110	105			
						27,000超～30,000以下	180	165	160	145	120	115	110			
						30,000超～35,000以下	185	170	165	150	125	120	115			
						35,000超～40,000以下	190	175	170	155	130	125	120			
						40,000超～45,000以下	195	180	175	160	135	130	125			
						45,000超～60,000以下	200	185	180	165	140	135	130			
						60,000超～100,000以下	205	190	185	170	145	140	135			
						100,000超～200,000以下	210	195	190	175	150	145	140			
						税率段階数	13	14	13	13	9	6	8			

(出所) 以下の資料に基づき梅原作成。

1. 1975年まで、大蔵省主税局総務課監修、税務経理協会編『税制の抜本改革 (税制調査会第二・第三特別部会中間報告・関係資料集)』税務経理協会、1986年、354ページ。
2. 1988～2004年は、財務省財務総合研究所財政史室編『平成財政史 (平成元～12年度)』第4巻『租税』、大蔵財務協会、2014年、529ページ。
3. 2003年以降、『図説・日本の税制』各年度版、財経詳報社。

査』の範囲内に限定されたものであり、限界があることに留意されたい。

以下、第1節で『所得再分配調査』における「税による所得再分配効果」を検討した上で、第2節で同調査のデータを利用して「税による所得再分配効果」を試算し、その結果を提示する。

この作業の主たる目的は、『所得再分配調査』における「税による所得再分配効果」の計算方法が2005年報告書から変更され、それ以前とのデータの連続性が失われてしまったため、2005年以降についても旧来方法で計算することにより、データの連続性を保持しようとするところにある。

1. 『所得再分配調査』における「税による所得再分配効果」の検討

(1) 厚生労働省『所得再分配調査』と対象とされる「税」の範囲

厚生労働省（2001年1月の中央省庁再編により労働省と統合されるまでは厚生省）による全国的な所得再分配調査は、1962年から開始された。当初は5年ごとに行われていたが、1972年以降は3年ごとに行われるようになり、公表されている最新のもの（17回目）は2014年調査で、2016年9月15日に報告書が出された¹⁷⁾。

2014年報告書は厚生労働省のホームページに掲載されているが、1981年調査以降の報告書（1999年以降はエクセル・データも）は政府統計の総合窓口（e-stat）から入手できるので、本稿でもそれを使っている¹⁸⁾。

『所得再分配調査』は、「社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにし、社会保障施策の浸透状況、影響度を調査し、今後における施策立案の基礎資料を得ることを目的としている¹⁹⁾」と説明されている。厚生労働省の資料であるから、社会保障施策のための「基礎資料」とされるものだが、「租税制度における負担」も取り上げている。

もっとも、『所得再分配調査』が対象とする税は、「直接税のうち所得税、住民税、固定資産税（事業上のものを除く。）及び自動車税・軽自動車税（事業上のものを除く。）²⁰⁾」である。所得税と住民税は所得再分配機能を担うが（もっとも、住民税はいわゆる「三位一体改革」による税源移譲によって2007年から比例税率になったため（表5）、所得再分配機能は大幅に低下したが、所得控除による間接的累進の構造は残っている²¹⁾）、固定資産

17) 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）『平成26年所得再分配調査報告書』2016年 <<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000131775.html>>2017年2月28日閲覧。

18) なお、報告書の担当者名は変化しており、1981～96年調査結果は「厚生省大臣官房政策課調査室」、1999年調査結果と2002年調査報告書は「厚生労働省政策統括官付政策評価官室」、2005～11年調査報告書は「厚生労働省政策統括官（社会保障担当）」、2014年調査報告書は「厚生労働省政策統括官（総合政策担当）」、である。

19) 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）『平成26年所得再分配調査報告書』前掲、1ページ。

20) 同上。

21) 望月正光・野村容康・深江敬志各氏によれば、税率フラット化によって住民税の再分配効果は約2分の1低下し、残った再分配効果では税率効果はほとんど働かず、控除効果が約9割占めるという

表5 税源移譲後の所得税・個人住民税の税率

課税所得	税源移譲前				税源移譲後			
	所得税	個人住民税			所得税	個人住民税		
		合計	道府県民税	市町村民税		合計	道府県民税	市町村民税
～195万円	10	5	2	3	5	10	4	6
～200万円					10			
～330万円	20	10	3	8	20			
～695万円					23			
～700万円					33			
～900万円	30	13	3	10	40			
～1800万円					40			
1800万円超	37							

(出所) 総務省「税源移譲後の所得税・個人住民税の税率」に基づき梅原作成。2017年2月28日閲覧。

<http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/pdf/zeigennijou060202_1.pdf>

(注) 改正税率は、2007年分から適用。

税や自動車税、軽自動車税は応益課税であり、所得再分配機能を担うものではない（資産保有税としての機能はある）。また、相続税・贈与税や、逆進負担の消費税など間接税が扱われていないので、所得再分配の調査としての「租税制度における負担」の取り上げ方には問題が多く、限界があることに留意が必要である。

各税目の税収額の推移をみれば（ただし「事業上のものを除く」ことができていない）、ピークは源泉所得税1991年、申告所得税1990年、道府県民税2015年、市町村民税2008年（以上の4税については前述の2007年税源移譲の影響がある）、固定資産税は1999年、自動車税は2002年（2002年度から「グリーン化」実施）、軽自動車税は2015年（2015年度に大幅増税）、合計額は1991年である（表6）。税収額が減れば、所得再分配機能も落ちる。

なお、2014年調査とは、調査の時期が2014年の「7月10日から同年8月9日までの1か月間」²²⁾であることを言い、調査事項となる所得や税、社会保険料、社会保障給付は前年、つまり2013年の「1月1日から同年12月31日まで」²³⁾のものである²⁴⁾。

したがって、「2014年調査」という言い方をしているが、調査内容は2013年の状況を表したものであるので、前述のように株式譲渡益課税が2014年分から本則20%課税に戻されたことについては、ここには反映されていない。

(望月正光・野村容康・深江敬志『所得税の実証分析——基幹税の再生を目指して——』日本経済評論社、2010年、第6章、参照)。また、住民税の累進部分が所得税に移されたことにより、所得税の再分配効果は上昇したが、申告所得税では1200万円超の階層について再分配効果の上昇は認められず、低率の分離比例税率によるマイナス効果の強まりによってほぼ相殺されたと述べている(同上、第7章、参照)。

22) 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）『平成26年所得再分配調査報告書』前掲、1ページ。

23) 同上。

24) なお、「社会保障給付のうち、医療の現物給付については平成25年1月1日から同年12月31日までの受療日数について調査し、介護の現物給付については平成26年7月10日から同年8月9日までの1か月間の利用日数を調査した上、これに基づいて給付額を推計した」ものである(同上)。

表6 『所得再分配調査』の対象税目の税収推移

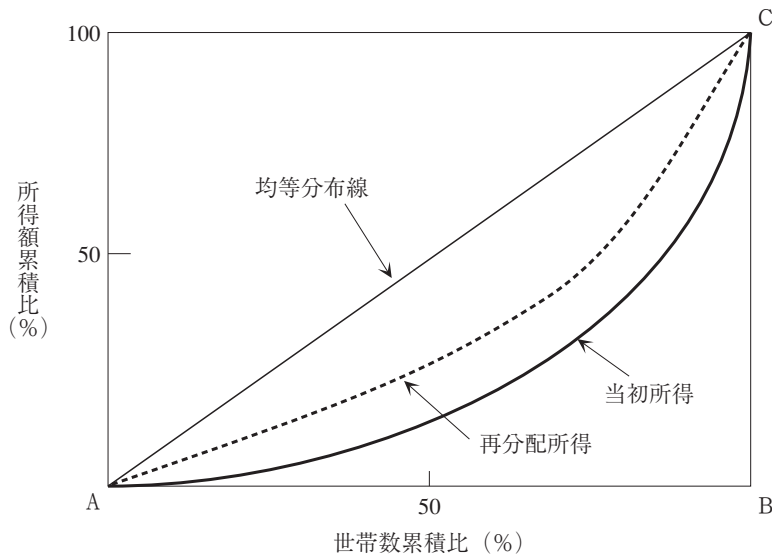
(単位：億円)

年度	源泉所得税	申告所得税	個人住民税		固定資産税	自動車税	軽自動車税	合計
			道府県民税	市町村民税				
1965	7,381	2,309	1,229	2,200	2,964	549	125	16,758
1966	8,188	2,682	1,404	2,405	3,299	691	141	18,809
1967	9,468	3,382	1,679	2,897	3,694	878	159	22,157
1968	11,925	4,228	1,854	3,248	4,238	1,116	183	26,792
1969	14,830	5,445	2,003	3,582	4,919	1,411	209	32,399
1970	17,908	6,560	2,526	4,443	5,767	1,714	238	39,156
1971	20,887	8,116	3,273	5,851	6,949	2,026	262	47,363
1972	26,631	11,230	4,097	7,482	8,275	2,437	278	60,430
1973	36,410	18,192	5,080	8,978	10,564	2,912	285	82,421
1974	39,059	11,649	6,901	12,672	12,697	3,306	279	86,562
1975	41,317	14,133	7,393	13,596	15,474	3,689	275	95,878
1976	48,934	13,068	8,599	16,123	17,951	5,179	352	110,206
1977	51,518	14,968	9,617	18,365	20,539	5,516	349	120,872
1978	59,800	17,328	11,203	21,667	22,568	6,256	361	139,183
1979	70,625	21,919	12,585	24,596	25,226	7,393	407	162,751
1980	84,196	23,635	14,146	28,901	27,841	7,806	432	186,957
1981	96,396	24,091	16,041	33,138	29,821	8,147	445	208,079
1982	105,017	25,488	17,710	36,688	33,204	8,446	482	227,034
1983	110,668	26,782	19,360	40,227	36,681	8,670	526	242,914
1984	115,842	27,405	19,716	41,038	39,417	10,144	653	254,214
1985	125,080	28,811	21,002	45,028	43,152	10,380	698	274,152
1986	134,978	33,670	22,561	48,639	47,293	10,725	740	298,606
1987	134,481	41,827	24,373	52,809	49,961	11,054	778	315,282
1988	135,479	43,248	28,592	55,327	52,975	11,587	815	328,023
1989	153,645	53,637	31,904	59,231	56,877	11,963	849	368,106
1990	191,831	66,023	40,813	64,745	60,225	12,762	881	437,279
1991	209,501	65,752	43,730	68,829	65,639	13,429	925	467,803
1992	200,633	40,893	40,938	74,394	71,787	14,123	959	443,726
1993	200,993	42,594	40,376	73,316	75,807	14,667	987	448,739
1994	184,238	34,306	36,909	62,895	79,802	15,252	1,019	414,420
1995	171,093	34,647	36,549	65,324	84,295	15,873	1,055	408,836
1996	163,061	36,302	31,474	64,075	88,123	16,495	1,095	400,625
1997	171,626	35,013	32,552	71,723	88,220	17,046	1,131	417,312
1998	144,339	29,430	27,940	65,243	90,952	17,369	1,159	376,432
1999	142,928	26,110	28,463	63,026	93,234	17,515	1,195	372,471
2000	164,733	26,753	36,759	60,444	90,409	17,644	1,250	397,992
2001	170,840	25,697	35,457	59,962	91,532	17,714	1,302	402,504
2002	140,844	23,891	27,263	58,896	91,551	17,737	1,352	361,535
2003	130,609	23,709	24,944	56,358	87,669	17,463	1,405	342,158
2004	135,398	24,057	25,354	54,663	88,061	17,131	1,459	346,123
2005	153,109	26,734	26,193	56,985	88,621	17,528	1,515	370,684
2006	164,273	28,971	28,721	62,384	85,719	17,255	1,573	388,895
2007	150,181	29,987	50,309	72,939	87,289	17,174	1,636	409,514
2008	144,320	26,495	51,751	74,450	88,763	16,808	1,687	404,274
2009	125,926	22,725	50,794	73,489	88,744	16,544	1,739	379,963
2010	124,032	22,431	47,189	67,950	89,613	16,155	1,776	369,145
2011	128,477	23,093	46,227	66,876	89,659	15,972	1,804	372,108
2012	129,430	24,056	47,968	69,421	85,804	15,860	1,843	374,382
2013	146,260	27,154	51,030	70,146	86,526	15,744	1,892	398,751
2014	164,070	27,135	52,149	71,143	87,686	15,562	1,951	419,696
2015	178,243	29,758	52,671	72,237	87,550	15,428	2,003	437,889

(出所) 以下の資料に基づき梅原作成。いずれも2017年2月28日閲覧。

- 源泉所得税と申告所得税は、国税庁「長期時系列データ」。
<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls/01.xls>
<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls/02.xls>
 - 固定資産税、自動車税、軽自動車税は、総務省「平成29年度地方税に関する参考計数資料」
10「地方税の税目別収入額及びその割合の推移」。いずれも事業上のものを含む。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/xls/ichiran06_h29/10.xls
- (注) 1. 道府県民税は、所得割、均等割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割の合計。
2. 市町村民税は、所得割と均等割の合計。
3. 固定資産税は、市町村分のみで、道府県分は含まない。

図3 ローレンツ曲線



(出所) 厚生労働省政策統括官 (総合政策担当) 『平成26年所得再分配調査報告書』2016年, 5ページ, 図2。

(2) 『所得再分配調査』における「税による再分配効果」

所得の不平等度を表す指標としては、累積相対度数分布を利用して所得や富の分配の不平等度を視覚的に表示する「ローレンツ曲線」(Lorenz curve) について、その形状を指数化した「ジニ係数 (Gini coefficient)」がよく使われる²⁵⁾。『所得再分配調査』でもジニ係数を計算して、所得分配の状況と、社会保障と税を通じた「所得再分配による所得格差是正効果」とを示している。

ジニ係数の求め方について、『所得再分配調査』は、「まず、世帯 (又は世帯員) を所得の低い順に並べて、世帯数 (又は人数) の累積比率を横軸に、所得額の累積比率を縦軸にとってグラフを書く (この曲線をローレンツ曲線という)。全世帯の所得が同一であれば、ローレンツ曲線は原点を通る傾斜45度の直線に一致する。これを均等分布線という。逆に、所得が不均等でバラツキが大きければ大きいほどローレンツ曲線は均等分布線から遠ざかる。仮に、1世帯が所得を独占し、他の世帯の所得がゼロである完全不均等の場合には、ローレンツ曲線はABC線になる (図2 [本稿では図3……梅原] 参照)。ジニ係数は、ローレンツ曲線と均等分布線とで囲まれる弓形の面積が均等分布線より下の三角形部分の

25) 刈屋武昭・勝浦正樹『統計学』東洋経済新報社, 1994年, 29~47ページ。

ローレンツ曲線は1905年にアメリカの経済学者マックス・ローレンツ (Max O. Lorenz) によって、また、ジニ係数 (Gini coefficient) は1936年にイタリアの統計学者コッラド・ジニ (Corrado Gini) によって、それぞれ考案されたものである。木村和範氏によれば、ジニ係数はジニの1914年論文で最初の定式化が与えられているという (木村和範『ジニ係数の形成』北海道大学出版会, 2008年)。

面積に対する比率をいい、0から1までの値をとる。0に近いほど所得格差が小さく、1に近いほど所得格差が大きいということになる²⁶⁾と説明している。これはジニ係数についての通常の説明であり、とくに目新しいところはない。

2014年報告書でも、こうしたジニ係数を計算して、その結果を表にまとめ(表7)、以下の4点を指摘している。

(1) 「今回調査では当初所得のジニ係数0.5704に対して、再分配所得のジニ係数は0.3759となり、所得再分配によって所得の均等化が進んでいる。所得再分配によるジニ係数の改善度²⁷⁾は、34.1%で過去最高になっている。」²⁸⁾

(2) 「ジニ係数の変化を時系列で見ると、当初所得では調査を重ねるごとに大きくなっているが、再分配所得ではほぼ横ばいで推移しており、今回は前回に比べて0.0032ポイント低下している。／このように、当初所得での格差の拡大傾向が、社会保障を中心とした所得再分配機能により再分配所得ではほぼ横ばいに抑えられていることが分かる。」²⁹⁾

(3) 「当初所得のジニ係数上昇の背景には、近年の人口の高齢化による高齢者世帯の増加や、単独世帯の増加など世帯の小規模化といった社会構造の変化があることに留意する必要がある。」「当初所得のジニ係数の上昇は、世帯主の高齢化によるものが特に大きく、また再分配所得でも高齢化や世帯の小規模化による影響があることが分かる。」³⁰⁾

(4) 「ジニ係数の改善度(34.1%)のうち社会保障によるものは31.0%で、社会保障による改善の影響が大きい。また、社会保障による改善度は、前回の28.3%と比べると大きくなっている。(税による改善度は前回、今回とも4.5%)」³¹⁾

このうち、(3)において、当初所得のジニ係数の上昇、すなわち格差の拡大が「世帯主の高齢化」や「世帯の小規模化」によるものであるという指摘、すなわち、格差の拡大は人口構成の変化(人口の高齢化や単身世帯の増加)に伴う現象であるという記述については、いわゆる「格差論争」³²⁾の中心論点であるが、ここでは立ち入らない(注32を参照さ

26) 厚生労働省政策統括官(総合政策担当)『平成26年所得再分配調査報告書』前掲、5ページ。

27) ジニ係数の改善度は以下の式による(同上、6ページ)。

$$\text{ジニ係数の改善度 (\%)} = \frac{\text{当初所得のジニ係数} - \text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$$

28) 同上。「／」(スラッシュ)は改行。

29) 同上、7ページ。

30) 同上。

31) 同上。

32) 1998年に橋木俊詔『日本の経済格差——所得と資産から考える——』(岩波書店)が出版された。橋木氏は、日本の当初所得のジニ係数が増加しており、諸外国と比べても所得分配の不平等度が高く、戦後日本の「平等神話」、「一億総中流」社会は崩壊したと論じられた。それに対し、大竹文雄氏らが、ジニ係数の増加は人口構成の変化(高齢者や単身者の増加)による現象、すなわち「見かけ上の問題」であって、経済格差が拡大しているとは言いがたいと批判した(大竹文雄『日本の不平等——格差社会の幻想と未来——』日本経済新聞社、2005年)。これに橋木氏が反論するなど(橋木俊詔『格差社会——何が問題なのか——』岩波書店、2006年など)、両者以外の論者も加わり、議論はいまでも続いている。これを「格差論争」あるいは「中流崩壊論争」「橋木・大竹論争」など

表7 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）（2014年報告書）

調査年	ジニ係数				ジニ係数の改善度（％）		
	当初所得 ①	①＋ 社会保障給付金 －社会保険料 ②	可処分所得 (②－税金) ③	再分配所得 (③＋現物給付) ④	再分配によ る改善度 ※1	社会保障に よる改善度 ※2	税による 改善度 ※3
2002	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	23.5	20.8	3.4
2005	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4	24.0	3.2
2008	0.5318	0.4023	0.3873	0.3758	29.3	26.6	3.7
2011	0.5536	0.4067	0.3885	0.3791	31.5	28.3	4.5
2014	0.5704	0.4057	0.3873	0.3759	34.1	31.0	4.5

（出所）厚生労働省政策統括官（総合政策担当）『平成26年所得再分配調査報告書』前掲，6ページ，表2。

（原注）※1 再分配による改善度＝ $1 - ④ / ①$

※2 社会保障による改善度＝ $1 - ② / ① \times ④ / ③$

※3 税による改善度＝ $1 - ③ / ②$

（注）「再分配所得」に含まれる「現物給付」については，1999年は医療のみ，2002年以降は医療，介護，保育の合計。

りたい)。

報告書は，所得再分配効果が過去最高となり，とくに「社会保障による改善の影響が大きい」と述べている。社会保障政策の主管省であるから，これは自画自賛といえるものだが，それに比べて税の役割については「税による改善度は前回，今回とも4.5%」と素っ気ない³³⁾。

と呼んでいる。

とりわけ橘木氏の分析と主張は注目と関心を呼び，これを契機に所得・資産の格差拡大，階層間移動の閉鎖性の高まりをはじめ，「教育格差」「学歴格差」「健康格差」「医療格差」「結婚格差」「希望格差」などの社会的格差の存在と拡大が論じられるようになった。様々な格差については，二宮厚美『格差社会の克服』（山吹書店，2007年）が整理している。

私は，ジニ係数の上昇について，人口高齢化に伴う部分も大きいとはいえ，そこには貧困高齢者の増加も含まれるし，単身者の増加については低所得労働者（とくに非正規労働者）の増加を伴うものであるので，「見かけ上の問題」という理解は正しくないと考えている。

なお，政府（内閣府）は，2006年1月19日，「経済的格差の動向」と題する資料を発表し，「格差拡大の論拠として，所得・消費の格差，賃金格差等が主張されるものの，統計データからは確認できない。」と「格差の現状」を指摘し，「所得格差は統計上は緩やかな拡大を示しているが，これは主に高齢化と世帯規模の縮小の影響による。」，「高齢層ほど所得格差が大きく，高齢者世帯の増加はマクロの格差を見かけ上拡大させる。」，「核家族化の進行や単身世帯の増加は，所得の少ない世帯の増加につながり，マクロでみた格差を見かけ上拡大させる。」と大竹氏と同様の立場を採っている（内閣府『月例経済報告等に関する関係閣僚会議配布資料』2006年1月19日「経済的格差の動向①～④」<<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/2006/01kaigi.pdf>>2017年2月28日閲覧）。

当時の小泉純一郎首相は，国会答弁の中で，「格差はどこにもあり，格差が出るのが悪いとは思わない」，「成功者をねたんだり，能力ある者の足を引っ張ったりする風潮を慎まないと社会は発展しない」と述べ，格差拡大を容認する姿勢を示した（2006年2月1日参議院予算委員会）。

33) なお，2011年報告書では，「税を含めた全体の改善度と余り変わらない」と書いていた（厚生労働省政策統括官（社会保障担当）『平成23年所得再分配調査報告書』2013年，5ページ，下線は梅原）。これに対し，私は前稿で以下のように指摘したことがある。

表8 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）（2002年報告書）

調査年	当初所得	再分配所得		税による再分配所得 (当初所得－税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得＋現物給付＋社 会保障給付金－社会保険料)	
	ジニ係数 (A)	ジニ係数 (B)	改善度 (%) (A－B)／A	ジニ係数 (C)	改善度 (%) (A－C)／A	ジニ係数 (D)	改善度 (%) (A－D)／A
1990	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5
1993	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2
1996	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7
1999	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1
2002	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4

(出所) 厚生労働省政策統括官付政策評価官室『平成14年所得再分配調査報告書』2004年、6ページ、表2。

(注) 1999年以前の現物給付は医療のみであり、2002年については、医療、介護、保育を含む。

いずれにせよ、表7を見ると、「税による改善度」が1999年2.9%から2011、14年各4.5%へ拡大しており（細かく言えば、2011年4.475%、2014年4.535%）、税制の所得再分配効果は1999年以降、拡大傾向にあるということになる。これは、税制の所得再分配機能が低下しているという我々の実感とは異なるものである。いったい、どういうことなのだろうか。

(3) 2種類の「税による改善度」

ところで、過去の『所得再分配調査』を調べると、表7に示される「税による改善度」とは別のものが登場する。例えば、2002年報告書では「税による再分配所得」の改善度は表8のようになっている。

表8を見ると、「税による再分配所得」の改善度は表7より小さく、しかも傾向的に低下しており、2002年には0.8%にまで下がっている。これは表7とはまったく逆のことを示している。

なお、表7の数値は2005年報告書では1993年までの数字が載っており（表9）、表8の数値は1981年までの報告書によって1967年まで遡ることができる（表10）。

図にすると、両者の違いが明瞭になる（図4）。以下では、煩雑を避けるため、2002年調査報告書までの改善度を「改善度A」、2005年調査報告書以降の改善度を「改善度B」

「……税の役割については、「税を含めた全体の改善度と余り変わらない」と曖昧な書き方をしている（下線は梅原）。／しかし、表2を見れば、「税を含めた全体の改善度」は31.5%であるから、社会保障による改善度28.3%とは3.2%ポイントの差がある。社会保障の改善度については、前回調査より1.7%ポイント増えていることを、報告書では「前回の26.6%とくらべると大きくなっている」（[同上……梅原追記]、下線は梅原）と書いているので、1.7%ポイントより大きい3.2%ポイントを「余り変わらない」と書くのは不当であろう。また、前回調査との比較でも、「税を含めた改善度」は29.3%から2.2%ポイント増えており、社会保障の改善度の1.7%ポイントの増加より大きい、それについては触れていない。報告書は「税を含めた」動きを無視ないし軽視する傾向があるようだ。」（拙稿「日本における税制の所得再分配効果——厚生労働省『所得再分配調査』の検討——」前掲、48ページ。）

表9 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）（2005年，2014年報告書）

調査年	ジニ係数				ジニ係数の改善度（%）		
	当初所得	①+ 社会保障給付金 - 社会保険料	可処分所得 (②-税金)	再分配所得 (③+現物給付)	再分配による 改善度	社会保障による 改善度	税による 改善度
	①	②	③	④	※1	※2	※3
1993	0.4394	0.3887	0.3693	0.3645	17.0	12.7	5.0
1996	0.4412	0.3798	0.3660	0.3606	18.3	15.2	3.6
1999	0.4720	0.4001	0.3884	0.3814	19.2	16.8	2.9
2002	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	23.5	20.8	3.4
2005	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4	24.0	3.2
2008	0.5318	0.4023	0.3873	0.3758	29.3	26.6	3.7
2011	0.5536	0.4067	0.3885	0.3791	31.5	28.3	4.5
2014	0.5704	0.4057	0.3873	0.3759	34.1	31.0	4.5

（出所）以下の資料に基づき梅原作成。いずれも「政府統計の総合窓口」（e-stat）掲載。2017年2月28日閲覧。

- 1993～2005年は，厚生労働省政策統括官（社会保障担当）『平成17年所得再分配調査報告書』2007年，6ページ，表2。
- 2008～14年は，厚生労働省政策統括官（総合政策担当）『平成26年所得再分配調査報告書』前掲，6ページ，表2。

（原注）※1 再分配による改善度 = $1 - ④ / ①$

※2 社会保障による改善度 = $1 - ② / ① \times ④ / ③$

※3 税による改善度 = $1 - ③ / ②$

（注）1999年以前の現物給付は医療のみであり，2002年以降については医療，介護，保育である。

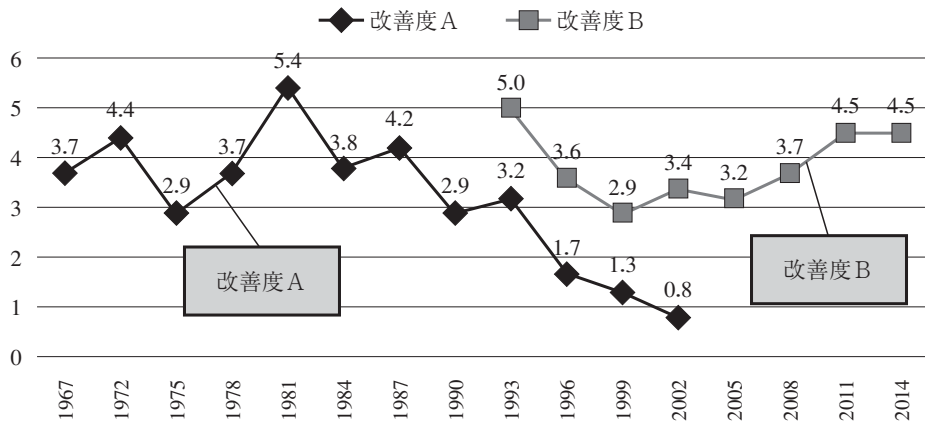
表10 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）（1981～2002年報告書）

調査年	当初所得	再分配所得		税による再分配所得 (当初所得-税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得+現物給付+社 会保障給付金-社会保険料)	
	ジニ係数 (A)	ジニ係数 (B)	改善度 (%) (A-B)/A	ジニ係数 (C)	改善度 (%) (A-C)/A	ジニ係数 (D)	改善度 (%) (A-D)/A
	1962	0.3904	0.3442	11.8	—	—	—
1967	0.3749	0.3276	12.6	0.3611	3.7	0.3423	8.7
1972	0.3538	0.3136	11.4	0.3384	4.4	0.3338	5.7
1975	0.3747	0.3455	7.8	0.3638	2.9	0.3577	4.5
1978	0.3652	0.3381	7.4	0.3517	3.7	0.3608	1.2
1981	0.3491	0.3143	10.0	0.3301	5.4	0.3317	5.0
1984	0.3975	0.3426	13.8	0.3824	3.8	0.3584	9.8
1987	0.4049	0.3382	16.5	0.3879	4.2	0.3564	12.0
1990	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5
1993	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2
1996	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7
1999	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1
2002	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4

（出所）以下の資料に基づき梅原作成。いずれも「政府統計の総合窓口」（e-stat）掲載。2017年2月28日閲覧。

- 1962～81年は，厚生省大臣官房政策課調査室『昭和56年所得再分配調査結果概要』。
- 1983～96年は，同『昭和59年（～平成8年）所得再分配調査結果』。
- 1999年は，厚生労働省政策統括官付政策評価室『平成11年所得再分配調査結果』。
- 2002年は，同『平成14年所得再分配調査報告書』。

図4 税による所得再分配効果の推移 (%)



(出所) 表9, 表10に基づき梅原作成。

と呼ぶことにする。

表9, 表10および図4に基づき, 2種類の税による改善度の動きを比較すると, 以下のことが指摘できる。

第1は, 改善度の大きさが異なることである。両改善度にとって最も新しい年次である2002年で比べると, 改善度A(表10または表8)では0.8%であるのに対し, 改善度B(表9または表7)では3.4%と4倍以上も大きくなっている。

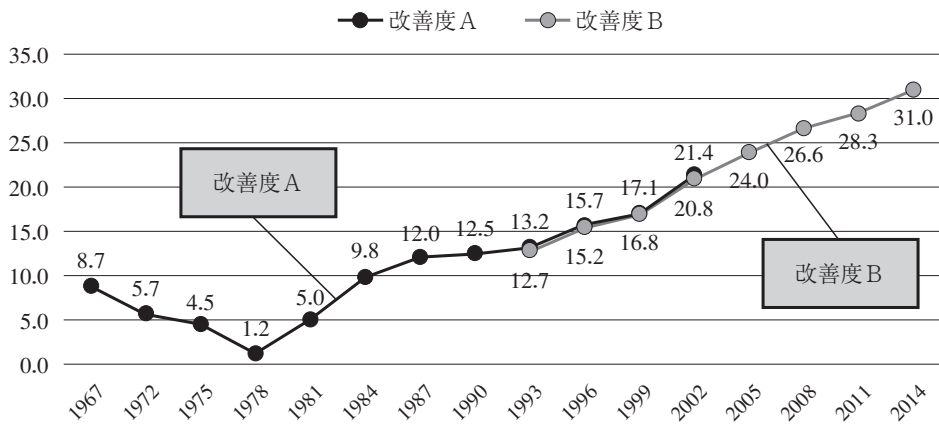
第2は, 改善度の動きが異なることである。改善度Bの推移を見ると, 1993年の5.0%から1999年の2.9%まで低下するが, 2002年以降は上昇傾向にあり, 2011, 14年には各4.5%とボトムの1999年から1.6%ポイント大きくなっている。それに対し, 改善度Aは, 1967年3.7%から1972年4.4%へ上昇, 1975年に2.9%と減少した後, 1981年5.4%まで上昇する。その後は傾向的に低下し, 2002年0.8%まで下がっている。改善度Bでは, 1999年以降上昇するのに対し, 改善度Aの方は1999年から2002年までさらに低下している。つまり, 改善度Aでは税制による所得再分配効果は縮小しているのに対し, 改善度Bでは拡大していることになる。

第3は, 両改善度を比べることのできる1993年から2002年までにおける低下幅が異なることである。改善度Bでは, 1993年5.0%から2002年3.4%へ, 1.6%ポイントの低下幅であるのに対し, 改善度Aでは1993年3.2%から2002年0.8%へ2.4%ポイントも低下している, もっとも, 1999年までで見れば, 改善度Bは5.0%から2.9%へ2.1%ポイントの低下, 改善度Aは3.2%から1.3%へ1.9%ポイントの低下となり, 改善度Bの方の低下幅の方が大きくなる。

このように, 2002年報告書までの改善度Aと2005年報告書以降の改善度Bとでは「税による改善度」の大きさも, 動きも変わっており, 最近の報告書で用いられる改善度Bでは改善度が大きく, しかも傾向的に上昇しているのである。

なお, 社会保障による改善度の動きも確認しておく, 社会保障による改善度について

図5 社会保障による改善度の推移(%)



(出所) 表9, 表10に基づき梅原作成。

は、計算方法の変更に伴う影響はほとんど見られない(図5)。

(4) 「税による改善度」の計算方法の変更とその問題点

「税による改善度」において、なぜこのようなことが起こってしまったのか。その原因は、「税による改善度」の計算方法が2005年報告書から変更されたためである。

2002年調査までの報告書では、「税による改善度」(改善度A)は当初所得をベースに計算されていた。すなわち、当初所得のジニ係数と「当初所得-税金」のジニ係数を比べることで改善度を計算していた。改善度Aの計算式は(1)式で示される。

$$\text{改善度 A (\%)} = \left(1 - \frac{(\text{当初所得} - \text{税金}) \text{ のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \right) \times 100 \quad (1)$$

ところが、2005年以降の報告書(改善度B)では、当初所得ではなく、当初所得に社会保障給付金を加え社会保険料を引いた金額をベースに計算することとされた。すなわち、「当初所得+社会保障給付金-社会保険料」のジニ係数と「当初所得+社会保障給付金-社会保険料-税金」のジニ係数を比べて改善度を計算することになった。改善度Bの計算式は(2)式で表される。

$$\begin{aligned} & \text{改善度 B} \\ & = \left(1 - \frac{(\text{当初所得} + \text{社会保障給付金} - \text{社会保険料} - \text{税金}) \text{ のジニ係数}}{(\text{当初所得} + \text{社会保障給付金} - \text{社会保険料}) \text{ のジニ係数}} \right) \times 100 \end{aligned} \quad (2)$$

なお、『所得再分配調査』における社会保険料とは「医療保険、年金保険、介護保険及び雇用保険制度による保険料(事業主負担を除く)」のことであり、また社会保障給付金、すなわち「年金、その他の社会保障給付」とは「各制度の給付金品」のことで、「各制度の給付金品」には「厚生年金保険、船員保険、国民年金(福祉年金を含む)、恩給、各種共済組合、児童手当・子ども手当等、雇用保険、生活保護及びその他法令に基づくものな

ど」が該当する³⁴⁾。

要するに、2005年報告書以降の「税による改善度」(改善度B)では、社会保障給付金と社会保険料というファクターを介在させて計算されており、当初所得に対する税の再分配効果ではなくなったのである。

厚生労働省政策統括官(社会保障担当)は、計算方法の変更理由として、①「人口の高齢化に伴い課税対象となる給付を受ける者が増加していること」、②「平成17年から年金課税の見直しが行われることになったこと」を挙げている³⁵⁾。

②の「平成17年からの年金課税の見直し」とは、(ア)65歳以上の者に対する公的年金等控除の上乗せ措置(定額控除50万円)を廃止し、65歳未満の者と同額の50万円とすること、(イ)高齢者控除(50万円)の廃止、(ウ)65歳以上の者に対する公的年金等控除の最低保障額(70万円)を老齢特別加算50万円を加えて120万円とすること、を指す³⁶⁾。

しかし、このような計算方法の変更には問題がある。第1に、社会保障給付金には、生活保護の給付金をはじめ、雇用保険・健康保険・国民健康保険の給付金など非課税のものが多くある。「税による改善度」を計算するのに、非課税のものが多き社会保障給付金を含めるのは疑問である。

第2に、「課税対象となる給付を受ける者が増加している」というが、例えば公的年金について見れば、年給収入から公的年金等控除を引き、さらに所得控除(基礎控除や配偶者控除、社会保険料控除など)を引いて計算するので、課税対象となる部分は多くない。

国税庁の税務統計(2015年分)をみると、源泉所得税の課税対象となる公的年金等の支払総額は43兆7135億円、それに対する源泉徴収税額は3890億円、0.9%にすぎない(表11)。公的年金等にかかる源泉徴収税率(2015年分)は、①「扶養親族等申告書」を提出した場合5.105%、②「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合10.21%に分かれる³⁷⁾。源泉徴収税額3890億円が、すべて①が適用された結果であるとすると、課税対象となった公的年金等の額は7兆6193億円となり、すべて②が適用された結果だとすると3兆8096億円となる。年金課税の対象となる公的年金等は、①では支払総額の17.4%、②では8.7%である。現実はその中間にあるとすると、12~13%のために計算方法を変更するのは疑問となる。ましてや、所得再分配調査の対象は年金受給者だけ行われているわけではない。

34) 厚生労働省政策統括官(総合政策担当)『平成26年所得再分配調査報告書』前掲、1ページ。

35) 厚生労働省政策統括官(社会保障担当)『平成17年所得再分配調査報告書』2007年、22ページ<<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/iPdfdl.do?sinfid=000002478858>>2017年2月28日閲覧。

36) 高齢者控除の廃止については、牧昌子『高齢者控除廃止と医療保険制度改革』(文理閣、2012年)が詳しい参照。なお、年金課税全体については、宮本十至子「年金と課税方式について——公的年金等の課税を中心に——」(税務大学校『税大ジャーナル』第15号、2010年10月<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/12/pdf/12_06.pdf>2017年2月28日閲覧)、篠原克岳「年金課税の在り方について」(税務大学校『税大論叢』第77号、2013年6月<<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/77/01/01.pdf>>2017年2月28日閲覧)が参考になる。

37) 国税庁長官官房企画課『税務統計——3 源泉所得税——(平成27年分)』1ページ<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/gensen2015/pdf/03_tokeihyo.pdf>2017年2月28日閲覧。

表11 公的年金の支払金額と源泉徴収税額

年分	人員 (千人)	支払金額① (百万円)	源泉徴収税額② (百万円)	比率②/① (%)
1989	28,099	22,698,240	133,117	0.59
1990	28,908	24,129,702	160,851	0.67
1991	27,590	23,551,936	144,829	0.61
1992	29,005	25,662,718	152,503	0.59
1993	30,489	28,190,376	176,005	0.62
1994	32,006	30,813,227	179,191	0.58
1995	33,683	32,731,428	205,073	0.63
1996	33,774	33,186,174	211,823	0.64
1997	34,348	34,328,581	229,486	0.67
1998	34,029	33,972,562	144,902	0.43
1999	32,315	32,684,772	224,908	0.69
2000	30,490	30,545,853	224,000	0.73
2001	34,863	31,797,590	231,887	0.73
2002	37,537	34,860,860	247,065	0.71
2003	44,175	40,084,883	256,717	0.64
2004	43,915	42,916,322	269,106	0.63
2005	40,703	38,473,881	528,126	1.37
2006	46,561	42,499,430	571,374	1.34
2007		44,391,757	408,922	0.92
2008		41,862,614	395,902	0.95
2009		43,043,600	406,678	0.94
2010		49,045,080	416,610	0.85
2011		48,957,079	416,090	0.85
2012		48,301,337	403,364	0.84
2013		47,340,011	411,665	0.87
2014		45,603,825	387,364	0.85
2015		43,713,534	388,963	0.89

(出所) 国税庁長官官房企画課「税務統計——3. 源泉所得税——」および『国税庁統計年報』各年版、に基づき梅原作成。

このようにみると、改善度Bのように、「当初所得＋社会保障給付金－社会保険料」をベースに計算するのは、「税による再分配効果」に余計な要素が入り込んでしまっており、適切でない。

厚生労働省が2005年報告書から改善度の計算方法を変更したのは、ジニ係数を計算する際、上述の理由のほかに、低所得層において「当初所得－税金」がマイナスになるのを避けようとしたこともあると思われる。さらには、いわゆる「格差論争」の中で、改善度Aの数字が低く、税制による所得再分配機能の低下について批判を受けてきたため³⁸⁾、改善

38) 橋木俊詔氏は、1998年の『日本の経済格差』では、1995年報告書までの数値をみて、「租税による再分配係数はほぼ安定的に推移しているのに対し、社会保障による再分配係数は上昇傾向にある。これは、租税による所得再分配効果が年々弱くなっており、逆に社会保障による再分配効果が年々強まる傾向にあること意味する」と指摘されていたが(前掲『日本の経済格差』118ページ)、2006年の『格差社会——何が問題なのか——』では、2002年報告書までの税による改善度をとり上げ、「日本では税制による所得再分配効果は、近年になって急速に小さくなってきている……。もともと日本においては、税制による再分配効果はそれほど大きくありませんでした。にもかかわらず、さらに小さくなっているのです。すでに述べたように、税の累進度が急速に低下したことによる影響が、ここでもうかがえます」と述べられている(前掲『格差社会——何が問題——』192ページ)。

度Aの数値の引き上げを狙った面がないわけではなかろう。それこそ「見かけ上」の引き上げといえるものである。

いずれにせよ、2002年報告書までの計算方法（改善度A）の方が「税による改善度」をストレートに表示できるし、過去の数字との連続性も保持できるので、望ましい。とはいえ、改善度Aの数字は2005年報告書から掲載されなくなり、数字の連続性も断たれてしまった。

そこで、本稿では、2002年調査報告書までの計算方法によって「税による改善度」（改善度A）を試算して、かかる状況を埋め合わせることにしたい。

2. 従来方法による「税による所得再分配効果」の試算とその結果

（1）使用データ

基礎データとして、『所得再分配調査』に掲載されている「当初所得階級別所得再分配状況」（1999年報告書までは「当初所得階級別一世帯当たり平均金額等」）を用いる。以下では、2014年報告書（24～25ページの「統計表」表2）を例に述べていく。

この表では、世帯数や世帯人員数、当初所得など20項目が当初所得の最下位（50万円未満）から最上位（1000万円以上）まで21階級に分けて整理されている³⁹⁾。本稿では、当初所得をベースにした「税による所得再分配効果」を計算するので、世帯数、当初所得（1世帯当たり平均額）、税金（同）の3項目のデータを用いる。

（2）試算の方法

上記のデータを用いて、当初所得のジニ係数と「当初所得－税金」のジニ係数を試算し、前述の(1)式に代入して税による改善度（改善度A）を算出する。

ジニ係数（G）の定義は、(3)式で示される⁴⁰⁾。

$$G=1-\sum(X_i-X_{i-1})(Y_i+Y_{i-1}) \quad (3)$$

ただし、 X_i ：累積世帯比率、 Y_i ：累積所得比率、 $i=0, 1, \dots, n$

計算の手順は以下の通り（表12）。

- ① 世帯数の当初所得階級別の比率、累積比率を計算する（表12のA）。
- ② 当初所得（1世帯当たり平均額）に世帯数を乗じて、各階級別の当初所得総額を求めた上で、その比率、累積比率を計算する（表12のB）。
- ③ 当初所得（1世帯当たり平均額）から税金（同）を引いた金額に世帯数を乗じて、各階級別の「当初所得－税金」の総額を求めた上で、その比率、累積比率を計算する（表12のC、D）。

39) 当初所得階級の区分は変更されており、1981年報告書では40万円未満から1000万円以上の17階級、1984～2002年報告書では50万円未満から1000万円以上の16階級、2005年以降の報告書では50万円未満から1000万円以上の21階級。

40) 白砂提津耶『例題で学ぶ初歩からの計量経済学（第2版）』日本評論社、2007年、60～61ページ。

表12 税による所得再分配効果 (2014年)

当初所得階級	A. 世帯数		B. 当初所得			C. 税金		D. 当初所得-税金				
	① ①の比率	①の累積 比率	1世帯平均 ② 万円	総額 ①×②=③ 万円	③の比率	(Xi-Xi-1)× (Yi+Yi-1)	1世帯平均 ④ 万円	1世帯平均 ②-④=⑤ 万円	総額 ①×⑤=⑥	⑥の比率	⑥の累積 比率	(Xi-Xi-1)× (Yi+Yi-1)
総数	4,826	1.0000	393	1,894,688	1.0000		48	345	1,663,040	1.0000		
50万円未満	1,351	0.2799	5	6,620	0.0035	0.0010	9	-4	-5,269	-0.0032	-0.0032	-0.0009
50~100	296	0.0613	75	22,141	0.0117	0.0011	10	65	19,122	0.0115	0.0083	0.0003
100~150	265	0.0549	122	32,198	0.0170	0.0026	13	108	28,647	0.0172	0.0256	0.0019
150~200	227	0.0470	172	38,999	0.0206	0.0040	17	155	35,208	0.0212	0.0467	0.0034
200~250	238	0.0493	222	52,788	0.0279	0.0806	22	200	47,481	0.0286	0.0753	0.0060
250~300	209	0.0433	271	56,723	0.0299	0.1106	25	247	51,519	0.0310	0.1063	0.0079
300~350	197	0.0408	321	63,237	0.0334	0.1439	28	293	57,760	0.0347	0.1410	0.0101
350~400	169	0.0350	372	62,885	0.0332	0.1771	30	342	57,815	0.0348	0.1758	0.0111
400~450	183	0.0379	420	76,933	0.0406	0.2177	36	385	70,364	0.0423	0.2181	0.0149
450~500	149	0.0309	473	70,417	0.0372	0.2549	41	432	64,294	0.0387	0.2567	0.0147
500~550	164	0.0340	520	85,214	0.0450	0.2999	46	473	77,621	0.0467	0.3034	0.0190
550~600	133	0.0276	572	76,116	0.0402	0.3400	48	524	69,745	0.0419	0.3453	0.0179
600~650	136	0.0282	622	84,592	0.0446	0.3847	58	564	76,704	0.0461	0.3915	0.0208
650~700	125	0.0259	674	84,213	0.0444	0.4291	63	611	76,325	0.0459	0.4374	0.0215
700~750	141	0.0292	723	101,873	0.0538	0.4829	66	657	92,637	0.0557	0.4931	0.0272
750~800	124	0.0257	774	96,013	0.0507	0.5336	78	696	86,316	0.0519	0.5450	0.0267
800~850	99	0.0205	823	81,487	0.0430	0.5766	84	740	73,211	0.0440	0.5890	0.0233
850~900	89	0.0184	872	77,635	0.0410	0.6176	86	787	70,007	0.0421	0.6311	0.0225
900~950	61	0.0126	920	56,138	0.0296	0.6472	99	822	50,124	0.0301	0.6612	0.0163
950~1,000	60	0.0124	972	58,344	0.0308	0.6780	95	877	52,644	0.0317	0.6929	0.0168
1,000万円以上	410	0.0850	1,488	610,244	0.3221	1.0001	242	1,246	511,024	0.3073	1.0002	0.1438

(出所) 厚生労働省政策統括官(総合政策担当)『平成26年所得再分配調
査報告書』前掲, 24~25ページ, に基づき梅原作成。

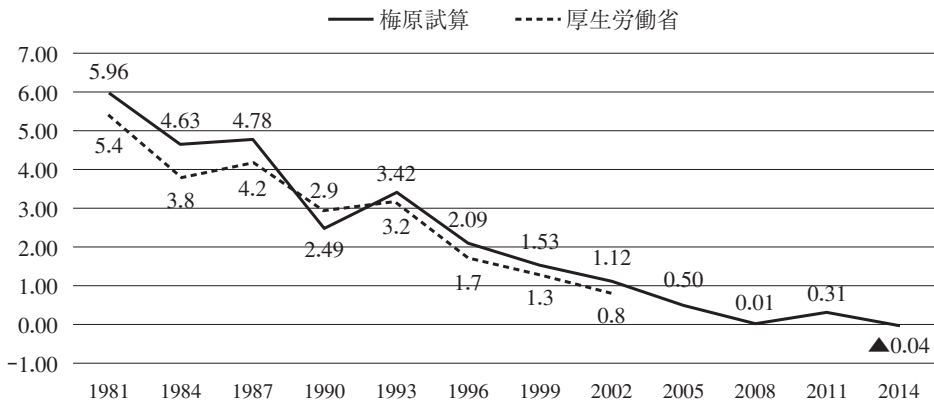
Σ 0.4253 ジニ係数
Σ 0.5749 ジニ係数
改善度 -0.041%

表13 税による所得再分配効果（改善度A）

調査年	当初所得 ジニ係数	当初所得－税金 ジニ係数	税の改善度（％）	
			梅原試算	(参考) 厚生労働省
1981	0.3567	0.3355	5.96	5.4
1984	0.4034	0.3847	4.63	3.8
1987	0.4138	0.3941	4.78	4.2
1990	0.4362	0.4254	2.49	2.9
1993	0.4327	0.4179	3.42	3.2
1996	0.4424	0.4332	2.09	1.7
1999	0.4672	0.4601	1.53	1.3
2002	0.4976	0.4920	1.12	0.8
2005	0.5269	0.5243	0.50	—
2008	0.5343	0.5342	0.01	—
2011	0.5573	0.5555	0.31	—
2014	0.5747	0.5749	▲ 0.04	—

（出所）『所得再分配調査報告書』各年版，に基づき梅原作成。

図6 税による所得再分配効果（改善度A）の推移（％）



（出所）表13に基づき梅原作成。

- ④ ①②から当初所得のジニ係数，①③から「当初所得－税金」のジニ係数を計算する。前者は0.5747，後者は0.5749となる。
- ⑤ 当初所得のジニ係数と「当初所得－税金」のジニ係数を(1)式に代入して，税による改善度を求める。改善度はマイナス0.04%となる。

（3）「税による改善度」の試算の結果——逆所得再分配装置に転化した税制

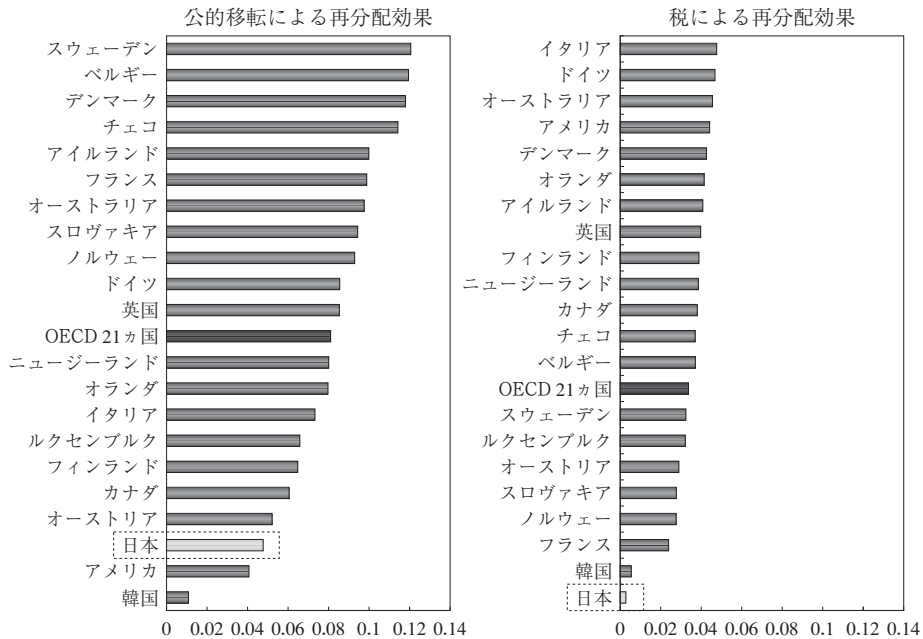
以上の計算を1981年分から2014年分まで行った。その結果をまとめたのが表13，税の改善度（改善度A）をグラフにしたのが図6である。

参考として，図6には2002年までの報告書の数字も掲げておいた。本稿の計算結果とは差があるものの，大きくはない。数字の推移はほぼ同じ方向を描いている。

税による改善度（改善度A）は，1981年5.96%からほぼ一貫して低下し，1984年4.63%，

図7 所得再分配効果の国際比較

我が国の再分配効果は国際的に見ても低い



(備考) 1. OECD “Growing Unequal?” により作成。

2. ここでいう「公的移転」とは、年金を中心とする現金給付にほぼ等しい概念である。

(出所) 内閣府『経済財政白書（平成21年度版）』2009年7月、243ページ、第3-2-13図。

1987年4.78%、1990年2.9%、1993年3.42%、1996年2.09%、1999年1.53%、2002年1.12%、2005年0.50%、2008年0.01%、2011年0.31%になり、そして2014年にはついにマイナス0.04%とゼロを割ったのである。改善度がマイナスになるということは、所得再分配とは真逆のことが起こっていることを表す。

すなわち、「当初所得－税金」のジニ係数の方が当初所得のジニ係数より大きいということであり、それは税制が所得格差を拡大したことを意味する。日本の税制はいまや“逆所得再分配装置”と化しているのである。

おわりに——税制の所得再分配機能の再建は焦眉の課題——

日本の税による再分配効果の低さについては、内閣府『経済財政白書（平成21年度版）』でも指摘されており、「税による再分配効果の大きさを見ると、わが国はOECD加盟国の中で最も小さい。韓国がこれに次ぐが、それ以外の国は効果の相対的に小さい国でも日韓と比べれば遙かに高い水準にある」⁴¹⁾と述べているところである（図7参照）。

41) 内閣府『経済財政白書（平成21年度版）』2009年7月、243ページ。

なお、同白書が資料として使っている経済協力開発機構（OECD）『不平等は増大しているか？——OECD諸国における所得分配と貧困——』でいう税、すなわち「家計税（household taxes）」

関野満夫氏もこのOECD報告書を用いて先進8カ国を比較し、「日本の家計税による再分配効果は0.3%ポイントであり最も低くなっている」、「日本は0.01で家計税の再分配効率性においても最も低い」と指摘されている⁴²⁾。

私は前稿において、「逆進負担の消費税を加えれば、税による所得再分配効果ではなく、税による「逆再分配効果」が導き出されるかもしれない。」と述べたが、消費税を加えるまでもなく、日本の税制はすでに「逆所得再分配装置」に転じているのである。

以上のように、厚生労働省『所得再分配調査』のデータから試算すれば、日本では税による所得再分配機能は1980年代以降、ほぼ一貫して後退し、いまや日本の税制は「逆所得再分配装置」に転化してしまった。これは税制の本来のあり方から逸脱する。所得税の累進性を高めるなど、所得再分配機能の再建は日本税制にとって焦眉の課題となっている。

この点で、イギリスの経済学者アンソニー・B・アトキンソン (Anthony B. Atkinson) の新著 (邦訳『21世紀の不平等』)⁴³⁾ は、不平等を削減するための包括的なプログラム (15項目の「行動提案」⁴⁴⁾ と5つの「検討すべきアイデア」⁴⁵⁾ を提案している。この中で、ア

には個人所得課税以外に社会保険料被用者負担分を含んでおり (OECD, *Growing Unequal?: Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, Paris: Oecd Publications, 2008, pp. 98-99), 厚生労働省『所得再分配調査』や本稿のものとは異なることに留意されたい。

42) 関野満夫『福祉国家の財政と所得再分配』高菅出版, 2015年, 24ページ。

43) Anthony B. Atkinson, *Inequality: What can be done?*, Harvard University Press, Cambridge: Massachusetts and London: England, 2015. 邦訳『21世紀の不平等』山形浩生・森本正史訳, 東洋経済新報社, 2015年。

44) ① 技術変化の方向を政策立案者たちは明示的に検討事項とすべきである。イノベーションは労働者の雇用性を増大するような方向へと奨励し、サービス提供における人間的な側面を強調すべきである。

② 公的政策は、ステークホルダー間の適切な権力バランスを目指すべきであり、そのためには (a) 競争政策に明示的に分配的な側面を導入すべきであり、(b) 労働組合が労働者を平等な立場で代表できるような法的枠組みを確保すべきであり、(c) 社会パートナーや各種非政府団体を含む社会経済評議会が存在しない場合には、それを設立すべきである。

③ 政府は失業を防止・削減する明示的な目標を採用し、求める者に対して最低賃金での公的雇用保証を提供することで、この目標を具体化すべきである。

④ 国民報酬政策を作るべきである。これは2つの要素で構成される：生活賃金で設定された法定最低賃金と、社会経済評議会を含む「国民的対話」の一部として合意された、最低賃金以上の報酬慣行規範である。

⑤ 政府は国民貯蓄国債を通じ、貯蓄に対するプラスの実質利率を保証すべきである。1人当たりの保有高には上限を設ける。

⑥ 成人時点で全員に資本給付 (最低限相続) を支払うべきである。

⑦ 公的な投資当局を作り、ソヴリン・ウェルス・ファンドを運用して企業や不動産への投資を保有し、国保有の純資産価値を増やすべきである。

⑧ 個人所得税の累進性を高める方向に戻す。限界税率は課税所得範囲に応じて上がり、最高税率は65パーセントにして同時に税収基盤を広げるべきである。

⑨ 政府は個人所得税に勤労所得割引を導入すべきである。これは一番低い所得区分に限るものとする。

トキンソンは、所得税の累進性を強化すべきとして、20万ポンド（1ポンド140円とすると2800万円）を超えた課税所得に対し、最高税率を65%に引き上げることを掲げている⁴⁶⁾。最低税率が25%であるのは検討の余地があろうが、日本でも参考となる提案である。

（終わり）

⑩ 相続や生前贈与は累進生涯資本受給税のもとで課税すべきである。

⑪ 最新の不動産鑑定評価に基づいた定率または累進的な固定資産税を設ける。

⑫ 全児童に対し相当額の児童手当を支払い、それを課税所得として扱うべきである。

⑬ 全国レベルで参加型所得（PI）を導入し、既存の社会保護を補うようにして、いずれ全EUでの児童ベーシック・インカムを視野に入れるべきである。

⑭（提案⑬の代案）社会保険制度を刷新し、給付の水準を引き上げ、支払範囲を拡大すべきである。

⑮ 富裕国は公的開発援助（ODA）の目標額を、国民総所得の1パーセントに引き上げるべきである（*Ibid.*, pp. 237-238, 303-304. 同上邦訳書, 275~277, 355~356ページ。邦訳文ママ）。

45) ① 世帯が融資市場にアクセスして住宅担保以外の借入れを可能にすることについての包括的な検討。

② 民間年金への拠出についても、現在の「優遇」貯蓄制度と同じやり方で「所得税に基づく」扱いを検討する。これは税の支払いを促す。

③ 年次資産税の是非の再検討と、それを成功裏に導入するための条件の検討。

④ 総資産額に基づく個人納税者に対する世界的な課税制度。

⑤ 企業に対する最低課税額を設ける（*Ibid.*, pp. 238-239, 304. 同上邦訳書, 277, 356~357ページ。邦訳文ママ）。

46) *Ibid.*, pp. 187-188, 290. (同上邦訳書, 215~216, 339~340ページ。)